

令和8年第3回女川町教育委員会会議録

- |    |                   |  |
|----|-------------------|--|
| 1  | 招集月日              | 令和8年3月24日(火)   |
| 2  | 招集場所              | 女川町役場 3階 小会議室  |
| 3  | 出席委員等             | 1番 横井一彦 委員<br>2番 新福悦郎 委員<br>3番 中村たみ子 委員<br>4番 山内哲哉 委員<br>平塚 隆 教育長  |
| 4  | 欠席委員              | なし   |
| 5  | 説明のため出席したもの       | 教育局 局長 新田 太<br>教育局 参事 佐藤 拓也<br>教育局 次長兼指導主事 佐々木 光春<br>教育局 次長 櫻井 政徳<br>教育局 教育指導員 坂本 忠厚                                   |
| 6  | 本委員会の書記           | 参事 佐藤 拓也   |
| 7  | 開 会<br>教育長        | 午前10時00分<br>それでは、令和8年第3回女川町教育委員会を開会します。  |
| 8  | 会期の決定<br>教育長      | 会期は、本日1日限りといたします。  |
| 9  | 前回会議録の承認<br>教育長   | はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。<br>既に配付されておりますが、委員の皆様方何かお気付きの点はありませんでしょうか。<br>無いようですので、承認とさせていただきます。                        |
| 10 | 会議録署名委員の指名<br>教育長 | 2番 新福 悦郎 委員<br>4番 山内 哲哉 委員<br>よろしく願いいたします。   |
| 11 | 議 事<br>教育長        | それでは、議事に移りたいと思います。<br>はじめに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)<br>教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。 |

教育局長 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、先般開会されました町議会3月定例会に議案として提案するため、令和8年2月16日付けで女川町長から意見を求められたものでございます。

本来であれば、教育委員会を開催し審議すべき案件ではございましたが、喫緊での委員会を開催するいとまがなく、また、急施を要したため、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づきまして、令和8年2月16日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により、本日の委員会に報告し承認を求めるものです。

専決処分した内容は、女川町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定についてです。

国家公務員等の旅費に関する法律及び関係政令等の改正に伴い、国家公務員の旅費制度に準じ、関係条例について所要の改正が行われました。

それでは、本件の教育委員会所管に係る具体的な内容についてご説明申し上げます。

参考資料によりご説明申し上げます。

右側が現行条例、左側が改正案でございます。

関係条例中本委員会所管に係るものは、資料中段の外国語指導助手の給与等に関する条例の改正となります。

第3条第2項において、「旅費の種類は職員の例のよるものとし、その額は女川町職員等の旅費に関する条例、別表中行政職3級以上の職務のある者に支給される額と同一額とする。」を「前項の旅費の支給については、女川町職員等の旅費に関する条例に規定する職員の例による。」と改め、同条第3項を削除するものです。

施行期日については、令和8年4月1日からとしております。

以上、報告第1号の内容でございます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、教育局長から提案理由の説明があったところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告第1号は承認されました。

続きまして、議案第6号「女川町社会教育委員の会議運営に関

する規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 それでは、議案第6号「女川町社会教育委員の会議運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、議長及び副議長の任期について、女川町社会教育委員設置条例で定める委員の任期と同期間に改正することで整合性を取ることを目的としております。

改正内容は、新旧対照表でご説明いたします。

右側が現行規則、左側が改正案となります。

第2条第3項中、議長、副議長の任期を「1年」から「2年」に改めるものです。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の規則は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、教育局長から提案理由の説明があったところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号は承認されました。

続きまして、議案第7号「女川町学校給食費無償化事業実施要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 議案第7号「女川町学校給食費無償化事業実施要綱の制定について」の内容をご説明申し上げます。

昨年の高市政権が誕生した際、連立の新たな枠組みの政策協議の場において、小学校の給食費においては国が主体的に負担していくことを表明されております。

これを受けて、令和7年12月定例会において、女川町長が小・中学校における学校給食の無償化を明言いたしました。

当該要綱は、女川町長の施策を反映し、女川町立学校に在学す

る児童生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図ることを目的としております。

それでは、参考資料でご説明いたします。

今回ご提案いたします要綱は、本則第1条から第5条までと附則で構成するものとしております。

第1条では、趣旨を規定し、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため学校給食費を無償化することを規定しております。

第2条では、定義を規定しております。第1号から第3号において、要綱で使用する女川町立学校、保護者、学校給食費、これらの用語の意味を定めております。

第1号では、女川町立学校の定義として、女川町立学校の設置に関する条例第2条に規定するものとしております。

第2号では、保護者の定義として、学校教育法第16条に規定する保護者又はこれに準ずる者として町長が認める者として規定しております。

第3号では、学校給食費の定義として、学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費としております。

第3条では、対象者を規定しており、無償化の対象となる者は、女川町立学校に在籍する児童生徒の保護者としております。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は除くとしております。

第4条では、無償化の対象となる学校給食費を規定し、女川町立学校給食運営規則第3条の規定により定めた額としております。また、第2項において、対象者が国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部または一部の支給を受けたときは、その額を学校給食費から控除した額としております。

第5条では、その他として、この要綱の定めのほか、必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後に、附則として、要綱は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第7号の要綱制定に係る説明となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。ただ今、教育局長から提案理由の説明があつたところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長

それでは、議案第7号は承認されました。

続きまして、議案第8号「女川町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長

議案第8号「女川町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」の内容をご説明申し上げます。

これまでは、特別支援学校への就学奨励に関する法律により支援学校へ就学する児童生徒に対し国、県による就学援助がありました。特別支援学級へ就学する児童生徒に対しては、各市町村教育委員会で定める規定に委ねられておりました。

今般、当該要綱を制定することにより、女川町立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、先に述べた法律の趣旨に基づき、在学する児童生徒の保護者に対し経済的負担の軽減及び子育て支援の充実を図ることを目的としております。それでは、参考資料でご説明いたします。

今回ご提案いたします要綱は、本則第1条から第12条までと附則で構成するものとしております。

第1条では、趣旨を規定し、法律の趣旨に基づき、保護者の経済的負担を軽減することを規定しております。

第2条では、定義を規定しております。第1号から第3号において、要綱で使用する特別支援学級、児童生徒、保護者、これらの用語の意味を定めております。

第1号では、特別支援学級の定義として、学校教育法第81条第2項の規定により設置された特別支援学級としております。

第2号では、児童生徒の定義として、第1号で規定する特別支援学級に在籍している児童生徒としております。

第3号では、保護者の定義として、児童生徒に対して親権を行う者とし、親権を行う者がいない場合は後見人又は児童生徒と同居し生計を維持する者としております。

第3条では、支給対象者を規定し、奨励費の支給対象者は、児童生徒の保護者としております。

また、第2項において、対象者が生活保護法による教育扶助を受けている者及び女川町児童生徒就学援助実施要綱に基づき就学援助費の支給を受けている者は対象外としております。

第4条では、支給対象経費及び支給額を規定し、国が定める額に準じて予算の範囲内で別に定めるとしております。

第5条では、対象期間を規定し、会計年度の4月1日から3月31日までとしております。

第6条では、申請を規定し、必要書類を女川町教育委員会に提出しなければならないとしております。

第7条では、支弁区分の決定を規定し、申請内容に基づき審査し、支弁区分を決定することとしております。

第8条では、変更の報告を規定し、申請者の記載事項に変更が生じたときは、速やかに女川町教育委員会に届けるものとしております。

第9条では、辞退の届出を規定し、支給対象者に該当しなくなったときや奨励費を必要としなくなったときなどは女川町教育委員会に届け出るものとしております。

第10条では、支給の停止及び取消しを規定し、不正な申請や辞退のあったときなどは、支給を取り消すことができるとしております。

第11条では、奨励費の返還を規定し、奨励費の全部または一部を返還させることができるとしております。

第12条では、その他として、この要綱の定めのほか、必要な事項は別に定めるとしております。

最後に、附則といたしまして、この要綱は、令和8年4月1日から施行することと規定しております。

以上、議案第8号、要綱制定に係る説明となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、教育局長から提案理由の説明があったところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号は承認されました。

続いて、議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 それでは、議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」の内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、本要綱は、高等学校等に通学定期券を利用した

金額を補助することを目的としており、通常の定期券の金額とは異なることから、改正により明確化するものでございます。改正内容は、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行要綱、左側が改正案となります。

別表中、補助金額の欄の「公共交通機関において発行されている」を削り、限度額の欄の鉄道運賃の次に「通学（高等学校）」を加えるものです。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の要綱は、令和8年4月1日から施行するものとしております。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、教育局長から提案理由の説明があったところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。

新福委員 現行で「公共交通機関において発行されている」というのを削った理由はどういうところにあるのでしょうか。

教育局長 改正に至った理由ですが、第2条第5号において、定期券という用語について、公共交通機関の定期乗車券と定義されているため、別表内の表記を簡潔に改めたというものでございます。

新福委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんか。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号は承認されました。

続きまして、議案第10号「女川町スポーツ・文化振興補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 それでは、議案第10号「女川町スポーツ・文化振興補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」の内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、規定する条文において、引用する条例の改正が行われたことによる改正となります。

改正内容は、新旧対照表でご説明いたします。右側が現行要綱、左側が改正案となります。

別表中、「女川町職員の旅費に関する条例（平成13年女川町条例第5号。」から「女川町職員等の旅費に関する条例（令和8年女

川町条例第10号。」に改めるものです。  
議案に戻っていただきまして、改正後の規則は、令和8年4月1日から施行することとしております。  
以上、議案第10号の説明とさせていただきます。  
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。  
教育長 ただ今、教育局長から提案理由の説明があったところでございますが、ご質問等がありましたらお願いします。  
(発言なし)  
教育長 それでは、承認ということよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)  
教育長 それでは、議案第10号は承認されました。  
続きまして、議案第11号「女川町社会教育委員の委嘱について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
教育長 議案第11号につきましては、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
教育長 暫時休憩します。  
(秘密会)  
教育長 休憩前の議事を再開します。  
次に、追加議案となります。  
報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)  
教育長 報告第2号は、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
教育長 暫時休憩します。  
(秘密会)  
教育長 休憩前の議事を再開します。  
議事は、以上です。

## 12 報告事項

教育長 次に、6番「報告事項」に入らせていただきます。  
はじめに、私から報告いたします。  
改めまして、皆様、おはようございます。  
山内委員さんにおかれましては、今回の教育委員会表彰、本当

におめでとうございます。いつもご尽力いただいて、感謝しかありません。今後ともよろしくお願い申し上げます。

今年は桜の開花が非常に早く、今日も非常に暖かい一日かなと思っています。

役場周辺の桜も、入って行って左側の桜がだいぶ花が開いてまして、ソメイヨシノというよりも河津桜なのかな、美しく春色に染まってきているところでもあります。

小・中学校においては、卒業式も終わって、今日が修了式になりました。明日から春休みに入ります。

本日の欠席ですが、小学校が男子4名、女子4名、計8名。中学校については、男子が2名、女子1名、計3名ということになりました。

委員の皆様方におかれましては、改めてこの1年本当にお世話いただいてありがとうございました。次年度もぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、ここからは着座にて、レジュメに沿ってお話をさせていただきます。

まず、学校関係であります。

3月4日（水）が公立高校の入試、そして16日（月）が合格発表でありました。

32名中、私立高校へ進学する生徒、それから家事手伝い等に専念する生徒を除いた21名が入試に挑みました。

残念ながら1名が不合格ということでしたが、先に合格していた私立の高校に進学するということでもあります。

3月6日（金）は中学校の卒業式でありました。

小学校の時からいろいろあった学年でしたのでちょっと心配して見ていたのですが、確かな成長の跡が感じられた卒業式となりました。特に男子生徒が涙を流しながら一生懸命歌を歌っている姿に私も心を打たれました。

3月13日（金）、俳優、高山広氏の一人芝居「さくらばあちゃんのいる街」を全校児童生徒で観劇しました。

高山さんが校長先生の高校の野球部の2つ上の先輩、そして小学校まで女川町に住んでいたという縁で実現しました。

約1時間ぐらいの劇だったのですが、震災、そして命の尊さをモチーフとした分かりやすいストーリー、子供から大人まで十分堪能できた内容だったと思っています。

何より、高山さんの故郷女川にはせる思いやプロとしての心意気というものがひしひしと伝わってきて、感動、感激して私も

帰ってきました。

3月19日（木）は小学校の卒業式でした。

やはり小学校の卒業式は、中学校とは一味違う良さがあるなど感じました。先生方の立ち居振る舞いの美しさというか、組織的な動きには私も感動すら覚えました。1年目、2年目の先生も凛々しく光り輝いて見えました。

また、同日19日が教職員の異動について、校内発表の日でした。本日の夕刊、そして明日の朝刊にも掲載されますが、詳細については、あとで協議会の中で私からお話をさせていただきたいと思っています。

続いて、研修、会議、教育委員会関係では、3月2日（月）から12日（木）まで3月議会定例会が開催されました。

一般質問、予算審議等、大きな混乱もなく良かったなど思っています。詳細については、あとで局長から話があると思います。

3月3日（火）、本年度も、石巻地区トラック協会の皆様から新入生児童に文房具等のご寄付をいただきました。ありがたい限りであります。

3月11日（水）、あの東日本大震災から早いもので15年が経つのだなど今さらながらに感じています。

毎年のことながら、朝、大川小学校に立ち寄って手を合わせてから出勤してきました。

午後は、女川町追悼のつどいということで、慰霊碑の前で、町長、議長をはじめ、皆さんで午後2時46分に合わせて哀悼の誠を捧げました。

3月21日（土）には、おながわ春のまつりが開催されまして、恒例の「復幸男」を決めるレースも盛大に開催されました。

29日（日）には、本年度最後となる文化財保護委員の会議を行う予定であります。

その他につきましては、1点、先月の総合教育会議でも議題として上げさせていただきました、第2回目となるカタール国への生徒派遣事業についてであります。

テレビや新聞の報道等でしかつかめない部分はあるのですが、中東情勢については、相変わらず心配な状況が続いています。先日、対象学年となる小学校6年生、中学校1年生には、時間を取ってもらって、現在の中東の状況、そして、これからの動き等について話をしてきました。

その中で、今現在、派遣事業に応募してみたいと考えている人はと聞いてみたところ、両学年とも十数名ずつ手が挙がりまし

た。うれしいなと思いつつも、先のことを思うと複雑な気持ちにもなりました。

今のところ、実施の可否については判断につきましては、5月末か6月初めと考えています。

保護者の方々にも、来月のPTAの総会時に、放課後学び体験リーダー育成事業、それから部活動の地域移行・地域展開の2点と併せて説明したいと思っているところでございます。

女川小学校、女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについて、詳しいことにつきましては、後ほどの協議会の中でお話をさせていただきたいと思っております。

結びになります。冒頭でもお話をしましたが、委員の皆様方には、この1年、ご指導いただき、ありがとうございました。もう間もなく新しい1年がスタートします。やらなければならないことがたくさん1年になりそうだと思いますので、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。私の話とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

続いて、教育局長から報告させます。

教育局長 それでは、私から学校教育関連について報告させていただきます。

まず、日程関係につきまして、実施済みのものについては、資料のとおりとなります。

今後の実施予定です。

3月30日（日）午前10時から女川町教職員の離任式が行われます。委員の皆様ご出席をお願いいたします。

4月3日（金）午後1時30分から教職員の着任式もございまして、こちらもよろしくお願い申し上げます。

4月7日（火）午前9時30分から管内教育長会議がございまして。

4月8日（水）午後1時30分から女川中学校の入学式を予定しております。

翌日の9日（木）午後2時から女川小学校の入学式でございまして。

来月の定例教育委員会は、4月24日（金）午前10時からこの場所となりますので、よろしくお願い申し上げます。

3月議会定例会についてご報告させていただきます。

まず、一般質問の結果でございます。

一般質問は、6人から延べ11件のご質問がございました。

当局に係る分といたしましては、まず、宮坂千尋議員から「世代

間交流を見据えた公園整備の考え方について」ということで、「総合運動場を復興まちづくり基金を活用して、賑わいを取り戻す場としての再生の考えは？」というご質問に対し、現状の利用方法は維持しつつ、地域の交流の場としてコミュニティの活性化が図られるようニーズを取り込みから整備を進めていく答弁しております。

続いて、隅田翔議員から「放課後の居場所について」ということで、「おながわ放課後楽校の事業終了に至った経緯は？」というご質問に対し、放課後の過ごし方や学び方のスタイルも変化している中で、これからの時代に即した柔軟でかつ安全な放課後環境を再構築するため、既存の枠組みをリセットする必要があると考えた。終了ではなく、より安全でより充実した放課後環境へ発展させるための見直しとしたと答弁しております。

また、「代わりとなる事業の内容は？」ということで、事業内容を説明の上、新学期からスタートさせたいと答弁しております。

「総合運動公園の施設整備について」ということで、「老朽化してきているが今後の整備計画は？」というご質問に対し、大規模な改修等は近々予定にない。軽微な修繕等はその都度実施するが、大規模な改修等は長寿命化計画に沿って整備を進めていくと答弁しております。

「エアコン等の空調設備の計画は？」というご質問に対し、来年度予算でスポットクーラーの購入を予定している。体育館等で使用し検証を進めたい。体育館自体へのエアコンの設置は議論を進めていると答弁しております。

最後に、「第二体育館を活用して、屋内で遊べる施設の整備を進めては」というご質問に対し、既存の利用団体と調整を行いながら、整備できるものから進めたい。指定管理者の自主事業化につながればと考えると答弁しております。

また、議会内で令和8年度の当初予算の審議が行われ、原案どおり可決されております。

その他といたしまして、令和8年度女川町奨学生の選考結果についてです。

奨学生選考委員会は令和8年3月17日（火）に開催され、申請件数、大学生4名、専門学校生2名の計6名の申請がありました。検討の結果、全員が奨学生として可であるというご判断をいただきました。

生涯学習・体育振興事業についてです。

ここからは、主なもののみ説明させていただきます。

「生涯学習系事業等」についてです。

学校・家庭・地域連携協力推進事業「女川町協働教育プラットフォーム事業」ですが、3月11日（水）に、震災から15年になりますが、この日、防災集会震災講話をホテルエルファロの女将、佐々木里子氏をお招きして開催しております。

被災者支援総合交付金「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」ですが、本日修了式をもって、明日から春休みになりますが、「春休みみんなの楽校」を計8回実施する予定でございます。

青少年教育事業でございます。

本日午後からジュニア・リーダーの褒状授与式を予定しております。

「体育振興事業」です。

3月のイベントについては、資料のとおりとなります。

4月のイベントですが、東北社会人サッカーリーグ1部コバルトーレ女川のホーム開幕戦となります。4月12日（日）午前11時キックオフ、対大山SCとなります。

また、その他の大会の予定として、4月12日（日）に春季協会長杯ソフトボール大会、4月26日（日）に第35回日整全国少年柔道大会予選宮城県大会が行われる予定となっております。

本日、その他といたしまして、資料で配付しております要請書についてとなります。

令和8年2月27日付けにて、宮城県教職員組合執行委員長から「業務量管理・健康確保措置実施計画」の作成にあたっての要請の提出が教育長あてにございました。

公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、市町村教育委員会において、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとなり、令和8年1月27日（火）開催の令和8年第1回教育委員会においてご審議いただき、承認していただきました。

今回、この計画書について、宮城県教職員組合が整理した「実施計画」に対する意見を基に、働き方改革に対する現場職員の考えを反映した「実施計画」の作成を求める要請の内容となっております。

この件は、教育委員会に対する陳情書等の取扱いに基づくものとし、教育長が内容を確認の上その取扱いを判断した結果、直近の教育委員会へ報告するものとしたことから、今般、その写しを配付させていただいたものです。

- 以上、要請に関するご報告をさせていただきました。
- 教育長 報告は以上となりますが、委員の皆様から、ただ今の報告事項についてご質問、ご意見はございませんか。  
（「ありません」の声あり）
- 教育長 それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。
- 13 その他
- 教育長 それでは、「その他」に入ります。  
何かその他で報告等ございますか。  
なければ、「その他」については、よろしいでしょうか。  
（「はい」の声あり）
- 教育長 それでは、再来月の日程を組ませていただきます。  
〔5月29日（金）午前10時からということで調整〕
- 教育長 それでは、5月の教育委員会は、5月29日金曜日午前10時からということで、組ませていただきます。  
ほかにございませんか。  
なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。  
ありがとうございました。
- 14 閉 会 午前10時46分
- 15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。
- 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」（承認）  
議案第6号「女川町社会教育委員の会議運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」（承認）  
議案第7号「女川町学校給食費無償化事業実施要綱の制定について」（承認）  
議案第8号「女川町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」（承認）  
議案第9号「女川町高等学校等通学費等補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」（承認）  
議案第10号「女川町スポーツ・文化振興補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」（承認）  
議案第11号「女川町社会教育委員の委嘱について」（承認）  
報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」（承認）
- 16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。
- 参事 佐藤 拓也
- 上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和8年4月24日

会議録署名委員

2番委員

新福悦郎

4番委員

山内哲哉